

児童・生徒の携帯電話（スマートフォン）の取扱いについて

小田原市教育委員会

【学校における指導上の共通理解事項】

『携帯電話（スマートフォン）は、学校生活には必要ないと考え、校内への持ち込みを原則禁止とする』

- 1 携帯電話（スマートフォン）は、校内へ持ち込むことはできませんので、地域性・防犯上の理由・家庭の事情等で、登下校時に携帯電話（スマートフォン）を持たせる必要がある場合は、保護者に申請していただきます。その際には、校内で所持しないための対応を了承していただきます。
- 2 携帯電話（スマートフォン）の好ましくない使い方について、児童・生徒に指導します。
 - ・いじめの原因になっていること。メールや、SNS等も含めたサイト、Web上での「嫌がらせ」は犯罪(名誉毀損)であること。
 - ・チェーンメールは、転送しないで、必ず止めて捨てること。
 - ・携帯電話（スマートフォン）の使い方について、保護者と約束事を整えておくこと。
- 3 携帯電話（スマートフォン）による被害やトラブルの発生に関する情報を保護者や児童・生徒に発信していきます。

【家庭における指導上の共通理解事項】

『携帯電話（スマートフォン）の契約は保護者が行うので、危険回避は、保護者の義務であり、責任である』

- 1 携帯電話（スマートフォン）は、学校生活（校内において）には必要ないという認識を持ちましょう。
- 2 子どもに携帯電話（スマートフォン）を持たせることは、**保護者の責任**であるという認識を持ちましょう。
- 3 現在では、携帯電話（スマートフォン）はインターネットの端末でもあり、**有害情報の氾濫による危険性が高い**という認識を持ちましょう。
- 4 携帯電話（スマートフォン）の使い方について、子どもとよく話し合い、**約束事**を決めておきましょう。また、**定期的な約束の見直しや確認**も行いましょう。
 - ・学習への悪影響を考え、携帯電話（スマートフォン）を**長時間使用しない**ように指導しましょう。
 - ・**フィルタリングサービス**を実施し、子どもを有害情報から守りましょう。